

熊本県医師修学資金貸与医師の勤務等に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、熊本県医師修学資金貸与条例（平成20年熊本県条例第45号。以下「条例」という。）に基づく医師修学資金の貸与を受けて医師となった者（以下「貸与医師」という。）が医師の業務に従事するに当たっての勤務等について定める。

(指定病院等)

第2条 条例第2条第2号に規定する知事が指定する病院及び診療所（以下「指定病院等」という。）は別表1のとおりとする。

(指定病院等の区分)

第3条 前条に規定する指定病院等を次の区分により分類し、別表2のとおりとする。

- (1) 第1グループ 次のいずれかに該当する病院
 - ア 規則第9条に規定する臨床研修実施病院
 - イ 専門研修プログラムを構成する専門研修施設になっている診療科（基本領域に限る。）が5以上ある病院（次号に掲げる病院を除く。）
- (2) 第2グループ 「熊本県自治医科大学卒業医師の勤務及び研修の取扱いに関する要綱」別表1及び別表2に掲げる病院（前号アに掲げる病院を除く。）
- (3) 第3グループ 前2号以外の病院等

(貸与医師の勤務のローテーション)

第4条 貸与医師の指定病院等における勤務のローテーションは、前条に規定する区分ごとに次の期間を基本とする。

- (1) 第1グループ 2年間以内
 - (2) 第2グループ 2年間以上
 - (3) 第3グループ 前2号を除く期間
- 2 前項各号については、県内の医師不足の状況や貸与医師の希望等を勘案して、その順序を変更することができる。
- 3 貸与医師が、前条第3号に規定する病院等のうち、診療所に勤務した場合には、当該期間を同条第2号に規定する病院で勤務したものとみなす。

(政策医療分野の医師として勤務する場合の特例)

第5条 前条の規定にかかわらず、特定の貸与医師が、第3条第1号に規定する病院のうち特定の病院に、知事が特に医師が不足すると認める診療科（以下「政策医療分野」という。）の医師として勤務した場合は、当該期間を同条第2号に規定する病院で勤務したものとみなす。

- 2 前項に規定する政策医療分野、特定の貸与医師及び特定の病院は、別表3のとおりとする。

(配置調整における基本方針)

第6条 貸与医師が条例第7条に規定する返還債務の免除に該当する期間（以下「義務期間」という。）に勤務する指定病院等については、県及び熊本県地域医療支援機構にお

いて、貸与医師本人の意向を踏まえ、前条及び次の基本方針に基づきその配置を調整し、熊本県地域医療対策協議会で決定する。

- (1) 県内の医師不足地域における医師確保につながるよう配置する。
- (2) 貸与医師が義務期間内に専門医の資格が取得できるよう配慮する。
- (3) 貸与医師が義務期間において円滑に医師の業務に従事できるよう配慮する。

2 貸与医師は、後期研修や大学院への進学期間を合せて概ね15年以内でなるべく早期のうちに義務期間を満了するよう努めるものとする。

(後期研修)

第7条 条例第7条に規定する後期研修について、一般社団法人日本専門医機構に認定された専門研修プログラムにより指定病院等以外で勤務する場合、その研修期間は概ね3年（県内の病院の場合には、このうち1年間までは義務期間に算入する。）とする。

2 前項に規定するプログラムが定める研修期間が3年を超える場合には、その期間を後期研修期間として取り扱うことができる。

(産前産後休暇)

第8条 貸与医師が指定病院等に勤務する場合において、労働基準法（昭和22年法律第49号）第65条第1項又は第2項の規定により勤務しなかったときは、その期間は条例第7条第1項第1号に規定する指定病院等医師業務への従事期間（以下「業務従事期間」という。）に算入する。

(やむを得ない事由)

第9条 条例第7条第3項第1号に規定するやむを得ない事由には次のものが該当する。

- (1) 貸与医師が指定病院等に勤務する場合において、指定病院等で育児休業を取得する場合の当該休業期間。

(育児短時間勤務)

第10条 貸与医師が指定病院等に勤務する場合において、育児のために短時間勤務（1日の労働時間が6時間未満の勤務をいう。）を行ったときは、次の各号により算出した月数を業務従事期間に算入する。

- (1) 短時間勤務をした月数の合計に、「1週間当たりの通常の勤務時間数」分の「実際に勤務した1週間当たりの時間数」を乗じて得た月数を算出する。
- (2) 前号に基づいて算出した月数に1月未満の端数が生じた場合は、これを切り上げるものとする。
- (3) 短時間勤務の開始日又は終了日が月の途中の場合は、当該月は1月短時間勤務したものとみなす。
- (4) 育児休業期間が満了した日の翌日から短時間勤務をした場合において、当該日が月の途中である時は、当該日の属する月は業務従事期間に算入しない。

附則

この要綱は、平成28年3月29日から施行する。

附則

この要綱は、令和2年（2020年）5月7日から施行する。

附則

この要綱は、令和3年（2021年）3月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和4年（2022年）3月15日から施行する。

附則

この要綱は、令和4年（2022年）9月13日から施行する。

附則

この要綱は、令和5年（2023年）3月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和5年（2023年）10月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和6年（2024年）4月1日から施行する。

熊本市医師修学資金貸与医師の勤務等に関する要綱第2条に定める医療機関

1 熊本市以外の地域に設置される医療法第31条に規定する公的医療機関の病院

	医療圏	開設者区分	種別	名称
1	宇城圏域	熊本県	病院	こども総合療育センター
2		恩賜財団	病院	済生会みすみ病院
3	有明圏域	荒尾市	病院	荒尾市立有明医療センター
4		和水町	病院	国民健康保険和水町立病院
5	鹿本圏域	山鹿市	病院	山鹿市民医療センター
6	阿蘇圏域	阿蘇市	病院	阿蘇医療センター
7		南小国町・小国町	病院	小国公立病院
8	熊本・上益城圏域	山都町	病院	山都町包括医療センターそよう病院
9	芦北圏域	水俣市	病院	国保水俣市立総合医療センター
10	球磨圏域	あさぎり町・多良木町・湯前町・水上村	病院	球磨郡公立多良木病院
11	天草圏域	上天草市	病院	上天草市立上天草総合病院
12		天草市	病院	国民健康保険天草市立河浦病院
13		天草市	病院	国民健康保険天草市立新和病院
14		天草市	病院	天草市立栖本病院
15		天草市	病院	天草市立牛深市民病院

2 熊本市以外の地域の独立行政法人国立病院機構が設置する病院

	医療圏	開設者区分	種別	名称
1	宇城圏域	独立行政法人	病院	国立病院機構熊本南病院
2	菊池圏域	独立行政法人	病院	国立病院機構菊池病院
3		独立行政法人	病院	国立病院機構熊本再春医療センター

3 独立行政法人地域医療機能推進機構が設置する病院

	医療圏	開設者区分	種別	名称
1	八代圏域	独立行政法人	病院	地域医療機能推進機構熊本総合病院
2	球磨圏域	独立行政法人	病院	地域医療機能推進機構人吉医療センター
3	天草圏域	独立行政法人	病院	地域医療機能推進機構天草中央総合病院

4 独立行政法人労働者健康安全機構が設置する病院

	医療圏	開設者区分	種別	名称
1	八代圏域	独立行政法人	病院	労働者健康安全機構熊本労災病院

5 地方独立行政法人くまもと県北病院機構が設置する病院

	医療圏	開設者区分	種別	名称
1	有明圏域	地方独立行政法人	病院	くまもと県北病院

6 熊本市以外の地域医師会が設置する病院

	医療圏	開設者区分	種別	名称
1	菊池圏域	医師会	病院	菊池郡市医師会立病院
2	八代圏域	医師会	病院	八代市医師会立病院
3		医師会	病院	八代北部地域医療センター
4	天草圏域	医師会	病院	天草郡市医師会立天草地域医療センター
5		医師会	病院	天草郡市医師会立苓北医師会病院

7 県立こころの医療センター

	医療圏	開設者区分	種別	名称
1	熊本・上益城圏域	熊本県	病院	こころの医療センター

8 その他知事が特に必要と認める病院又は診療所

	医療圏	開設者区分	種別	名称
1	阿蘇圏域	産山村	診療所	産山村診療所
2	八代圏域	八代市	診療所	八代市立椎原診療所
3	天草圏域	上天草市	診療所	上天草市立湯島へき地診療所
4		天草市	診療所	国民健康保険天草市立御所浦診療所

熊本県医師修学資金貸与医師の勤務等に関する要綱第3条に定める区分

第1グループ

	医療圏	開設者区分	種別	名称
1	有明圏域	荒尾市	病院	荒尾市立有明医療センター
2		地方独立行政法人	病院	くまもと県北病院
3	鹿本圏域	山鹿市	病院	山鹿市民医療センター
4	菊池圏域	独立行政法人	病院	国立病院機構熊本再春医療センター
5	八代圏域	独立行政法人	病院	労働者健康安全機構熊本労災病院
6		独立行政法人	病院	地域医療機能推進機構熊本総合病院
7	芦北圏域	水俣市	病院	国保水俣市立総合医療センター
8	球磨圏域	独立行政法人	病院	地域医療機能推進機構人吉医療センター
9	天草圏域	医師会	病院	天草都市医師会立天草地域医療センター

第2グループ

	医療圏	開設者区分	種別	名称
1	阿蘇圏域	阿蘇市	病院	阿蘇医療センター
2		南小国町・小国町	病院	小国公立病院
3	熊本・上益城圏域	山都町	病院	山都町包括医療センターそよう病院
4	球磨圏域	あさぎり町・多良木町・湯前町・水上村	病院	球磨郡公立多良木病院
5	天草圏域	上天草市	病院	上天草市立上天草総合病院
6		天草市	病院	国民健康保険天草市立河浦病院
7		天草市	病院	国民健康保険天草市立新和病院
8		天草市	病院	天草市立栖本病院

第3グループ

	医療圏	開設者区分	種別	名称
1	熊本・上益城圏域	熊本県	病院	こころの医療センター
2	宇城圏域	独立行政法人	病院	国立病院機構熊本南病院
3		熊本県	病院	こども総合療育センター
4	有明圏域	恩賜財団	病院	済生会みすみ病院
5		和水町	病院	国民健康保険和水町立病院
6	菊池圏域	医師会	病院	菊池郡市医師会立病院
7		独立行政法人	病院	国立病院機構菊池病院
8	八代圏域	医師会	病院	八代市医師会立病院
9		医師会	病院	八代北部地域医療センター
10	天草圏域	天草市	病院	天草市立牛深市民病院
11		医師会	病院	天草都市医師会立葦北医師会病院
12	阿蘇圏域	独立行政法人	病院	地域医療機能推進機構天草中央総合病院
13		産山村	診療所	産山村診療所
14	八代圏域	八代市	診療所	八代市立椎原診療所
15	天草圏域	上天草市	診療所	上天草市立湯島へき地診療所
16		天草市	診療所	国民健康保険天草市立御所浦診療所

熊本県医師修学資金貸与医師の勤務等に関する要綱第5条に定める政策医療分野、特定の貸与医師及び特定の病院

	政策医療分野	特定の貸与医師	特定の病院
1	産婦人科	令和8年度までに産婦人科を選択した医師	分娩を取り扱う病院